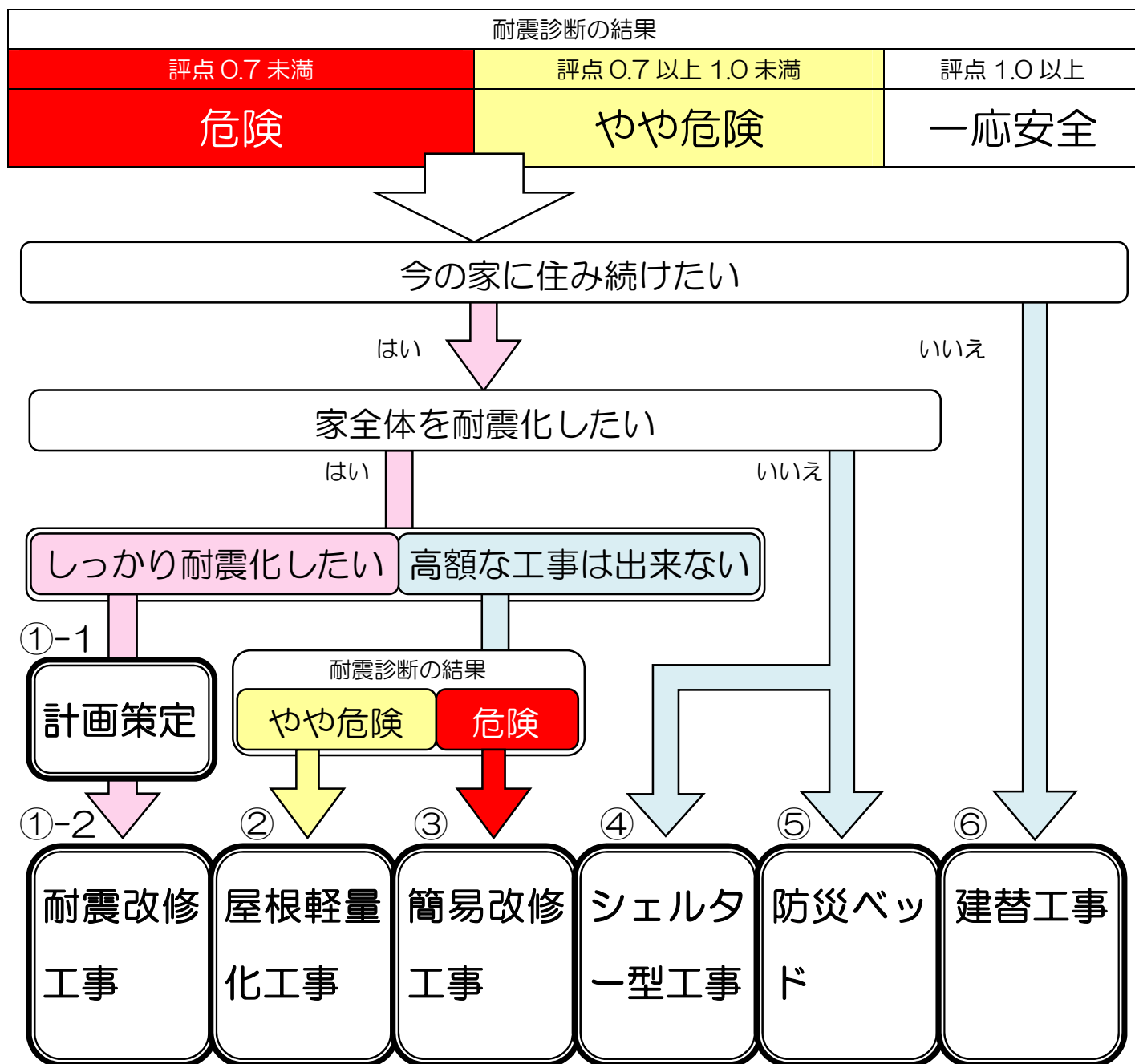


＝ 住まいの耐震化をサポートします！ ＝

西宮市住宅耐震改修促進事業

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震化に要する費用に対して補助を行っています。
耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された住宅が対象となります！
多くの方に耐震化に取り組んでもらえるように様々な補助メニューを用意しています！



詳細は建築指導課までお問い合わせください
市役所南館 2 階 TEL：0798-35-3705

西宮市

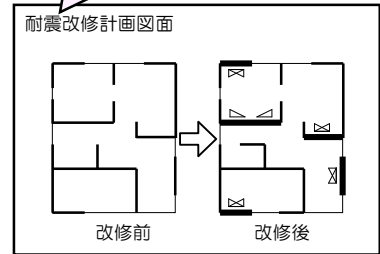
① -1 耐震改修計画策定費補助

耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された住宅の安全を確保するための設計に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の所有者
対象費用	住宅の安全を確保するための耐震診断及び補強設計に要する費用
補助金	戸建住宅 対象費用の 2/3 上限 20 万円 共同住宅※ 対象費用の 2/3 上限 12 万円/戸

※ 共同住宅の申請は前年度 5 月中旬までに協議が必要です

耐震改修計画策定
評点 1.0 以上の住宅にするためにどのような工事をすればよいか、構造計算をして設計図を作成する業務



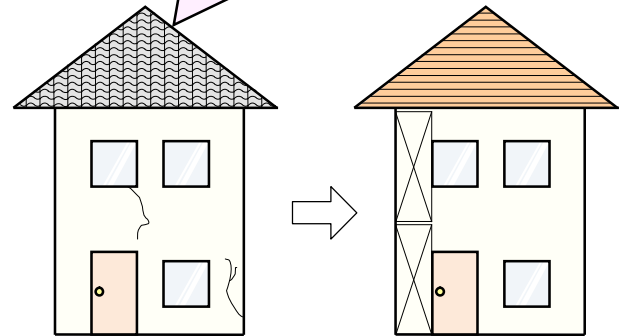
① -2 耐震改修工事費補助

耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された住宅の安全を確保するための工事に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の住宅で違反建築物でないもの														
対象者	対象住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の兵庫県民														
対象費用	住宅の安全を確保するための耐震改修工事に要する費用														
補助金	戸建住宅 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>費用 (万円)</td> <td>50~</td> <td>70~</td> <td>100~</td> <td>150~</td> <td>200~</td> <td>300~</td> </tr> <tr> <td>補助金 (万円)</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>65</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>130</td> </tr> </table> 共同住宅※ 対象費用の 3/4 上限 50 万円/戸	費用 (万円)	50~	70~	100~	150~	200~	300~	補助金 (万円)	30	45	65	80	110	130
費用 (万円)	50~	70~	100~	150~	200~	300~									
補助金 (万円)	30	45	65	80	110	130									

※ 共同住宅の申請は前年度 5 月中旬までに協議が必要です

耐震改修工事
評点 1.0 以上の住宅にするために壁に筋かいを入れる、屋根を軽くするなどの工事



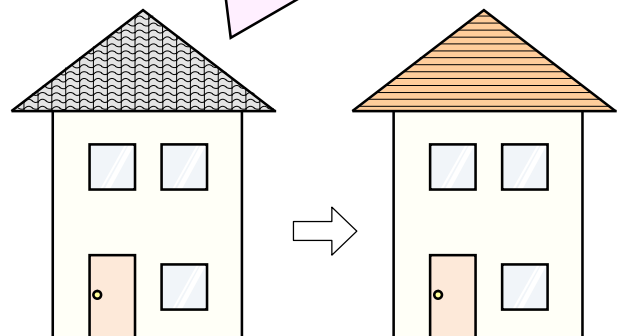
※施工者が住宅改修業者登録制度に登録している必要があります

② 屋根軽量化工事費補助

耐震診断の結果「やや危険」と診断された木造戸建住宅の屋根の軽量化に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の木造戸建住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の兵庫県民
対象費用	屋根全体を重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事に要する費用
補助金	50 万円

屋根軽量化工事
瓦などの重い屋根をスレートなどの軽い屋根に葺き替える工事

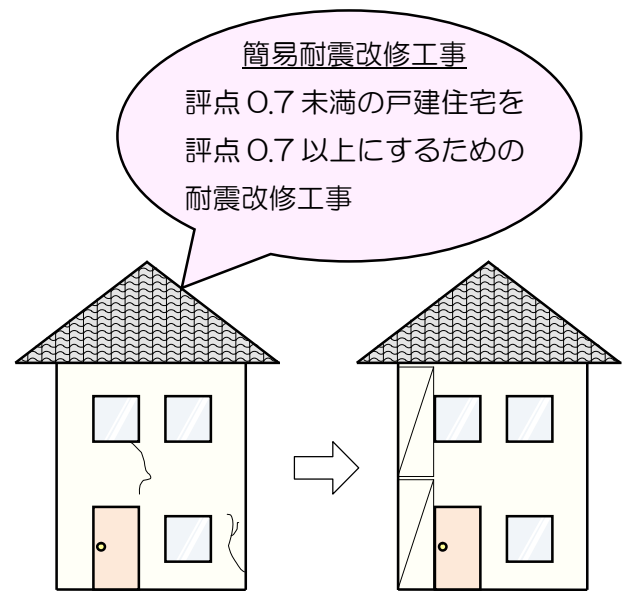


※施工者が住宅改修業者登録制度に登録している必要があります

③ 簡易耐震改修工事費補助

耐震診断の結果「危険」と診断された戸建住宅の耐震性を向上するための工事に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の戸建住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の兵庫県民
対象費用	住宅の耐震性を向上するための計画策定及び耐震改修工事に要する費用
補助金	50 万円



※施工者が住宅改修業者登録制度に登録している必要があります

④ シェルター型工事費補助

耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された戸建住宅の耐震シェルター設置に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の戸建住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の兵庫県民
対象費用	耐震シェルター設置に要する費用
補助金	50 万円

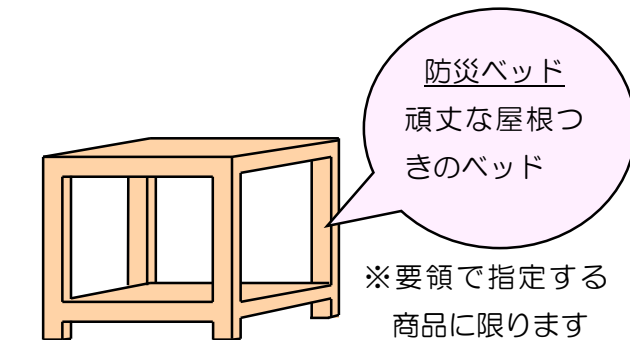


※要領で指定する工法に限ります

⑤ 防災ベッド等設置助成

耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された戸建住宅の防災ベッド設置に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の戸建住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の居住者 所得が 1,200 万円以下の西宮市民
対象費用	防災ベッドの設置に要する費用
補助金	10 万円

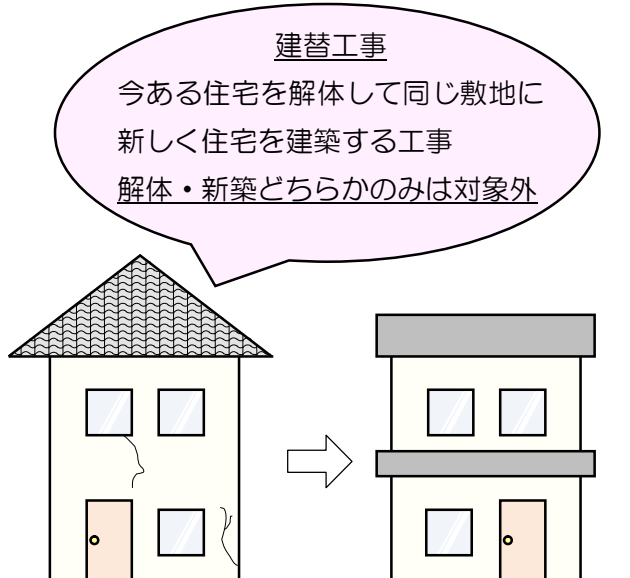


※要領で指定する商品に限ります

⑥ 建替工事費補助

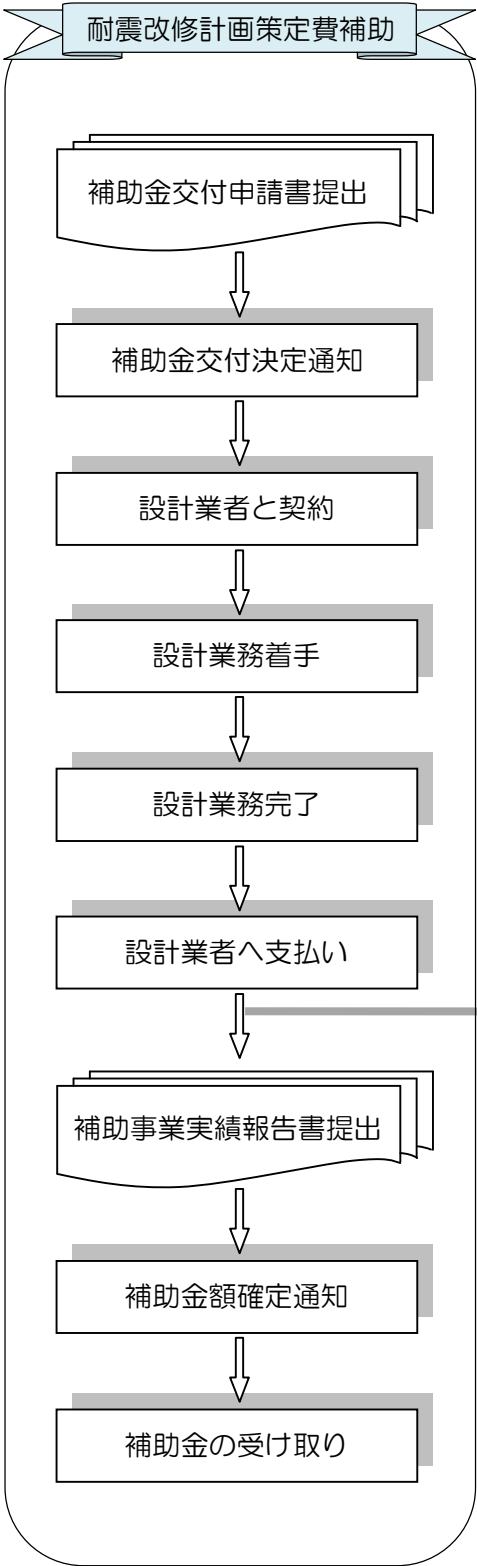
耐震診断の結果「危険」又は「やや危険」と診断された戸建住宅の建替工事に要する費用に対する補助

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 以前着工の戸建住宅で違反建築物でないもの
対象者	対象住宅の所有者及びその 2 親等以内の親族で建替後の住宅の所有者 所得が 1,200 万円以下の兵庫県民
対象費用	住宅の建替工事に要する費用
補助金	100 万円



補助金手続きの流れ

例) 「耐震改修計画策定費補助」及び「耐震改修工事費補助」を申し込む場合



※申し込みが予定数に達し次第受付を終了します

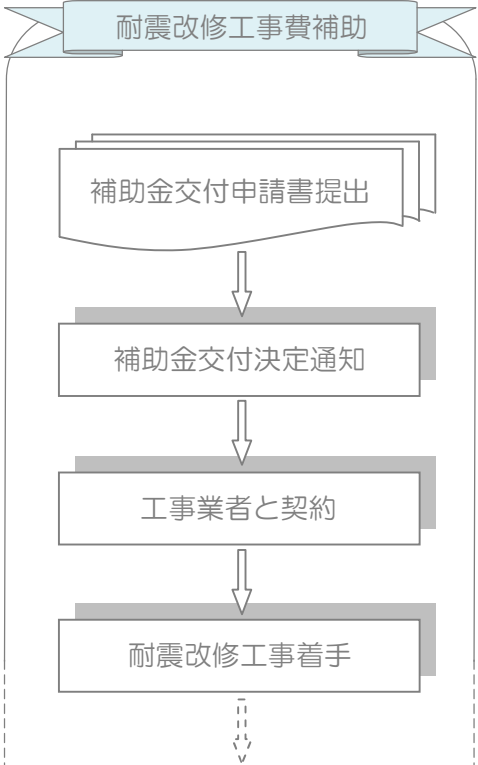
受付から 30 日以内

- 注 1 交付決定通知前のご契約・着手は補助対象となりません。
- 注 2 交付決定通知後に事業内容の変更により補助金額の変更があった場合は、別途変更手続きが必要になります。(変更が未手続きの場合は、補助金のお支払いが出来ない場合があります。)

※計画策定費補助の実績報告と工事費補助の交付申請は同時に提出していただけます。

領収書の受領

15 日以内



詳細は要綱・要領をご確認ください。
要綱・要領及び申請様式は建築指導課ホームページからダウンロードしていただけます。